

松前町一般廃棄物処理業許可申請必要書類一覧

規則第6条松前町一般廃棄物処理業許可申請書中添付書類第1号から第4号及び第5号の町長が提出を求めるもの（積替え又は保管）

令和7年11月10日より

NO	提出書類	注意事項	担当課確認欄
1	積替え又は保管の場所の所在地及び付近略図 様式第3号(その5)(第6条関係)		
2	積替え又は保管の場所の所在全体写真・看板等の表示が分かる写真		
3	事務所、車庫又は積替え保管場所の登記簿謄本(土地・建物)	【土地/家屋】登記事項証明書(申請日の3ヶ月以内のもの)のほかに、賃貸契約書の写し、もしくは借用書の写しが必要 ※登記されてない場合は、申立書(理由書)が必要	
4	事業計画書(設備の概要・作業内容・保管面積・保管容量・廃棄物の運搬先・環境保全措置の概要)		
5	積替え保管場所の配置図		
6	積替え保管場所の構造を示した平面図、立面図、断面図、設計計算書及び求積表		
7	処理工程を説明する書類		
8	使用する土地及び積替え保管場所の権利者の同意書	賃貸や使用貸借の場合、契約書に使用目的が記載されていればその写しで可	
9	隣接地の土地及び建物の権利者及び使用者の同意書	その他生活環境の保全上、同意の必要があると認められる者がいる場合は、対象者から同意を得ていること	
10	廃棄物の運搬先業者との間で交わしている搬入に関する覚書の写し	町長が不要と認める場合、省略可	
11	排出者から一般廃棄物を受け取るときの受取書の見本		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

*更新申請の場合は、書類照会等に10～14日かかる場合がありますので、余裕を見て許可有効期限の1ヶ月前にはご提出ください。

なお、提出日の目安は許可有効期限の1～2ヶ月前です。

松前町役場 町民課 生活環境係 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町筒井631 TEL089-985-4117 FAX089-984-8951 MAIL 142seikatsu@town.masaki.ehime.jp